

## 訪問看護ステーション春草苑(医療保険)重要事項

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、医療保険法に基づいて事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団坂梨会
所在地	熊本県阿蘇市内牧1153番地の1
代表者名	坂梨 嘉寿恵
電話番号	0967-32-0881

### 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション春草苑
指定番号	14・9001・6
所在地	〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧1159番地6
携帯電話番号	080-6407-3193
電話番号	電話0967-32-3255 FAX0967-32-3256

### 3. 業所の目的と運営方針

#### 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### 運営の方針

- (1)訪問看護ステーション春草苑（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目的を設定して支援する。
- (2)本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

### 4. 本事業所の職員体制（2025年4月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名（兼務）	
看護師	2名（専任） 1名（兼務）	
リハビリ職員	1名（専任） 1名（兼務）	
事務	1名（兼務）	

## 5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日（12月30日から1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時30分
----------	---

（注）上記以外は相談に応じます。

## 6. 営業地域

阿蘇市
-----

（注）上記以外は相談に応じます。

（注）阿蘇市以外の訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

## 7. 利用料

○利用料として医療保険の法定利用料に基づく金額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は訪問看護ステーション春草苑料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日以降に前月分の請求書をお渡し致します。

1) 郵便振替払込利用の場合

利用料は1ヶ月単位とし、当月分の請求書と払込用紙を翌月15日以降に送らせていただきます。

2) 現金払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、当月分を翌月15日以降にご請求させていただきます。  
訪問時に集金し、領収証を発行致します。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問前までのご連絡の場合	1,000円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

※交通費別。

## 8. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供に当たり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

契約の有効期間中、地震・台風・大雨等の天災その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施が出来なくなる場合があります。事業所は、感染症及び災害に関わる業務継続計画を策定し速やかなサービス再開に努めます。

ご利用者（家族）緊急連絡先

氏名 続柄（ ） 電話

主治医名 電話

### 9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

### 10. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

### 11. 苦情申し立て窓口

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情およびサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

訪問看護ステーション春草苑 担当 村上 久美  
電話 0967-32-3255

### 12. 感染拡大防止

感染症発生時の対応・新型コロナウイルス感染症の対応など事前に体制を整備し、次のように必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業員の感染症の知識取得・技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 利用者及び従業員の健康管理の重要性を自覚し早期発見・早期対応に努めます。

熊本県国民健康保険団体連合会

熊本県熊本市健軍1丁目18番7号

電話 096-214-1101

年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業所

所在地 〒869-3201 熊本県阿蘇市内牧1159番地6

訪問看護ステーション春草苑

理事長 坂梨 嘉壽恵 ㊞

(説明者) 氏名

㊞

(管理者) 村上 久美 ㊞

わたしは本書面により、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

㊞

家族(代理人) 住所

氏名

㊞ 続柄 ( )